

統計調査分科会における審議結果の報告
「科学技術研究調査の平成 19 年度事業の実績評価」

平成 20 年 5 月 29 日

I これまでの審議経過

- ・ 平成 20 年 3 月 7 日 第 11 回統計調査分科会
総務省統計局より平成 19 年度事業の実施状況を報告
- ・ 平成 20 年 4 月 2 日 第 12 回統計調査分科会
評価骨子案（事務局作成）の審議
- ・ 平成 20 年 5 月 8 日 第 13 回統計調査分科会
評価案（事務局作成）の審議、審議終了
- （平成 20 年 5 月 12 日～
総務省との協議（14 日に終了））

※ なお、本事業については、平成 19 年 10 月から 11 月にかけて、その時点までに得られた平成 19 年度事業の実施状況についての情報等を踏まえ、官民競争入札等監理委員会（統計調査分科会、入札監理小委員会）において審議を行った上で、平成 19 年 12 月 24 日に公共サービス改革基本方針を改定し、平成 20 年度以降は事業内容を一部見直した形（契約期間を約 3 年間とする複数年度契約で実施する等）で民間競争入札を実施することを決定している。

II 主なポイント**1 サービスの質の確保についての評価****(1) 回収率について**

基準日（6 月末日）時点の回収率及び督促回収率については目標とする水準値をほぼ達成し、また、全体の回収率が過去の実績値をほぼ達成していることから、受託事業者は特段の問題なく今回の事業を実施したものと認められる。

ただし、サービスの質の確保に当たっては、モニタリング等を通じて早い段階から所管部局が受託事業者に対して具体的な助言を行うなどの連携を図ることが必要と考える。

○ 全体の回収率

区 分	17 年実績値	19 年実績値	【参考】 18 年実績値
企業等	79%	78%	78%
非営利団体・公的機関	99%	99%	100%
大学等	100%	100%	100%

(2) 照会対応業務について

調査客体へのアンケートにおいて、各項目ともに、どちらかといえば好意的な反応を示した客体が8割を超えていることから、おおむね良好であったものといえる。

(3) 督促業務について

調査客体へのアンケートにおいて、各項目ともに、どちらかといえば好意的な反応を示した客体が8割を超えていることから、おおむね良好であったといえる。ただし、督促の際、一部に白紙提出等を容認する発言があったことを受けて、業務担当者等に対する教育（研修）を充実させることやモニタリング等を通じて業務の実施状況を適切に把握し指導を行うことなどにより、再発の防止に努める必要があると考える。

2 実施経費等についての評価

今回の業務に要した経費として受託事業者が算定し総務省に報告している実施経費のうち、請負契約分の合計については1591万5303円であり、結果的に契約額942万4800円を大幅に上回ったとのことである。受託事業者の責任による部分も大きいとはいえ、このことは好ましいことではなく、今後に向けての課題であると考えている。しかし、今回の事業は官民双方にとって初めての経験であり、官民とも経験を積み重ねていけば実施経費が下がっていくことになるのではないかと考えられることから、平成20年度以降の事業の進捗状況を注視していくこととする。

3 平成19年度事業等を踏まえた本事業の平成20年度以降の取扱いと今後の課題

- ・ 本事業については、平成20年度以降も民間競争入札により決定した民間事業者による事業を実施することを決定しているが、今回の実績評価をうけてその決定を変える必要はないと整理できる。
- ・ 平成20年度以降の事業の経過については、統計調査分科会において適宜ヒアリングを行っていくこととする。

以 上

(参考) 事業の概要

事 項	内 容												
<p>業務内容</p> <p>契約期間</p> <p>受託事業者</p> <p>契約金額</p>	<p>科学技術研究調査における調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入状況等）に係る業務</p> <p>平成 19 年 4 月 6 日から 12 月 10 日まで</p> <p>株式会社 サーベイリサーチセンター</p> <p>15,855,000円（税込）</p> <p>※契約金額は、総価契約の金額及び単価契約の金額（予定郵送数量×単価）に基づく。</p>												
<p>業務にあたり確保されるべき質</p>	<p>ア 一連の業務（督促業務等）を通じ、以下の回収率を達成すること。ここで、回収率とは、提出された調査票（白紙を除く。）数を調査客体数で除した値をいう。</p> <p>① 基準日（6月末日）時点の回収率</p> <p>目標とする水準は、17年度の実績値を元に、以下のとおりとする。</p> <table data-bbox="598 1086 1093 1209"> <tr> <td>・企業等</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>・非営利団体・公的機関</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>・大学等</td> <td>13%</td> </tr> </table> <p>② 督促回収率</p> <p>目標とする水準は、各カテゴリーとも100%とする。なお、各カテゴリーについて、17年度の実績値である以下の数値を下回った場合、民間事業者は、業務期間終了後の事業報告書において、実績値を下回った原因について分析し、報告する。ただし、全体の回収率が実績値を上回った場合は、この分析・報告は必要としない。</p> <table data-bbox="598 1523 1268 1646"> <tr> <td>・企業等</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>・非営利団体・公的機関</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>・大学等</td> <td>100%（全て回収）</td> </tr> </table> <p>③ 全体の回収率</p> <p>目標とする水準は、各カテゴリーとも100%とする。</p> <p>イ 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合に、国が提供する照会事例集に沿って対応すること。</p>	・企業等	30%	・非営利団体・公的機関	33%	・大学等	13%	・企業等	70%	・非営利団体・公的機関	99%	・大学等	100%（全て回収）
・企業等	30%												
・非営利団体・公的機関	33%												
・大学等	13%												
・企業等	70%												
・非営利団体・公的機関	99%												
・大学等	100%（全て回収）												